

あわら市監査委員告示 第5号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を、あわら市監査基準に準拠し実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり公表する。

令和5年3月30日

あわら市監査委員 伊 東 秀 一
あわら市監査委員 笹 原 幸 信

記

- 1 監査の種別
定期監査
- 2 監査の対象
教育委員会 教育総務課（芦原小学校、本荘小学校、細呂木小学校）
- 3 監査の範囲
令和3年度の財務に関する事務の執行及び施設の管理
- 4 監査の期間
令和4年5月2日から令和4年6月7日まで
- 5 監査の方法
あらかじめ提出を求めた監査資料及び財務会計システムをもとに、財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から事務の執行状況を聴取した。また、必要に応じて関係帳簿及び関係書類の通査・照合を行った。

6 監査の結果

各学校における財務に関する事務の執行及び施設の管理は、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の事項については改善、検討が望まれる。

【共通事項】

◇支払遅延の是正について

教育活動に必要な物品等の購入において、請求書を受領してから支払いまでに1ヵ月以上経過している事案が、全ての学校において散見された。請求の中には少額のものも見受けられたが、金額の大小にかかわらず、支払遅延は法に抵触し、契約相手方の資金繰りに影響を与えることから、以後、速やかな支払手続きを行うよう改善されたい。

◇立替払い及びポイントカード利用の是正について

教育活動に必要な物品等の購入において、職員が支払いを立て替えている事案が複数件あった。また支払い時にポイントカードのポイントを付与している事案も数件あった。立替払いを繰り返すことにより、私費と公金の混同を招くことから、立替払いは厳に慎むよう求めるが、教育活動の性質上、やむを得ない場合も見受けられる。そのような場合に備え、立替払いのルールを設けるなど、不正のリスクを最小限に留める方策により、公明な会計の維持に努められたい。

◇戻入金及び戻出金の処理について

現金出納簿において、戻入金を収入項目に歳入として計上し、戻出金を支出項目に歳出として計上していた。戻入金は、一度支出した現金が払い戻されることにより生じるものであるため、現金出納簿の支出項目にマイナス計上することが適切である。また、戻出金は、一度収入した現金を払い戻すことにより生じるものであるため、収入項目にマイナス計上することが適切である。今後、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

◇薬品管理について

理科室の薬品管理において、薬品庫の施錠がされていなかったり、薬品台帳は整備されているものの残量確認が未実施のものがあつた。定期的な残量

確認はもちろんのこと、薬品の転倒防止など更に徹底した管理に心掛けるよう努められたい。

◇ガス漏れ警報器の設置について

芦原小学校と本荘小学校において、ガス漏れ警報器の有効期限が経過していた。今後は有効期限の確認を行い適正に設置されたい。

◇使用禁止となった遊具について

芦原小学校と本荘小学校において、使用禁止となった遊具が存在した。業者からの指導は今年度5月にあった模様で、児童の安全確保、体力向上のためにも対策を講じるよう努められたい。

【本荘小学校】

◇施設の維持管理、補修について

校舎北側1階3年生教室前の廊下の床クロスがめくれ上がっていた。また、同校舎体育館側の2階から3階に上がる階段踊り場の天井に穴が開いていた。施設の修繕については、限られた予算の中で適切な営繕計画に基づき教育環境の整備に努められたい。

【細呂木小学校】

◇施設の維持管理、補修について

校長室の蛍光灯が半分しか点灯しない状況であった。施設の修繕については、限られた予算の中で適切な営繕計画に基づき教育環境の整備に努められたい。

◇学校給食会計の繰越金処理について

学校給食会計において、受取利子が長年にわたって積み上がり、次年度に繰り越されていた。学校給食会計のように、特定の用途のために運用がなされる会計においては、繰越金が生じる余地はなく、仮に受取利子によって残高が生じた場合でも、会計の透明性を維持するためにも、繰越を避けることが望ましい。現在、一部の学校によっては、受取利子が発生しないように、口座そのものを「決裁用普通預金口座」へ変更することで改善がなされている。